

止水栓とメーターボックスについて

給水装置工事では、申請時に止水栓及びメーターボックスが現在の規定の部材でない場合は、下記の部材に交換をして完了検査を受けてください。

また、メーターボックスの設置場所は、使用水量の検針及び量水器等の交換・修繕作業に支障のない位置に設置してください。

○止水栓：逆流防止機能 且つ ボール式伸縮型、開閉防止機能(25以下)

○メーターボックス：樹脂製又は鋳鉄製で底板があるタイプ

なぜ？止水栓やボックスを交換？

古いタイプの止水栓では、水が出ない等のトラブルや勝手に水が止水栓から出ている等の不具合が多発しておりますので、部材の交換をお願いします。

給水装置は、お客様の持ち物です。ただ、メーターから本管までは、大洲市で管理（漏水修繕）をしております。

給水装置工事で既定の部材に交換ができていない場合、漏水時に市が管理する区分であっても個人負担で修繕をしていただくことがありますので、申請者に内容の説明をお願いします。

メーターボックスについては、底板付を必須としております。

最近の事例では、底板のないボックスの中に木の根や土等が湧き上がって検針が困難であったり、その処理をお客様が拒んだりと担当課としても困った事態が発生しております。

給水装置工事許可書に記載されているように

「給水装置はすべて個人の資産であり個人で管理しなければならない。」とあります。ボックスの中もその一つです。よろしくをお願いします。

以上の部材の指定は、大洲市上水道使用条例第10条に定められております。